

社会福祉法人女満別福祉会修学資金貸付規程

(目 的)

第1条 この規程は、介護福祉士の養成校に在学若しくは入学を予定する者で、人材確保並びに人材育成のために卒業後、社会福祉法人女満別福祉会（以下、法人という。）の職員として勤務する者に対して修学に必要な資金を貸し付ける為に必要な事項を規定し、施設介護職員並びに地域福祉人材の育成を目的とする。

(貸付対象者)

第2条 修学資金の貸付を受けることができる者は、介護福祉士の養成校に在学若しくは入学を予定する者で、当法人の職員として3年以上勤務しようとする者を対象とする。

(貸付金額)

第3条 修学資金の貸付金額は、毎年度予算の範囲で月額50,000円以内とする。

(貸付の申請)

第4条 修学資金の貸付を受けようとする者は、理事長に修学資金貸付申請書様式第1号)及び在学する養成校の長の推薦書を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合には、理事長は、貸付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書及び借用書)

第5条 修学資金の貸付を受けることが決定された者は、速やかに誓約書(様式第2号)並びに修学資金借用書(様式第3号)を提出しなければならない。

(貸付の取消等)

第6条 修学資金の貸付決定を受けた者（以下「借受者」という。）が、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、貸付決定を取消し、又は貸付を停止する。

- (1) 養成校を退学したとき
- (2) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき
- (3) 傷病、その他の事由により修学が困難であると認められたとき
- (4) 将来、当法人の職員として適当でないと認められたとき
- (5) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき

2 借受者が休学したときは、その期間中修学資金の貸付を休止する。

(償還の免除)

第7条 理事長は、借受者が次の一に該当する場合は貸付金の償還の債務を免除する。

- (1) 介護福祉士の資格取得後3年以上、当法人の職員として、その業務に従事したとき（在職中の3年間は償還を猶予する。）
- (2) 養成校卒の新規学卒者で採用後資格取得をする者にあつては、採用後3年以上、当法人の職員として、その業務に従事したとき
- (3) 前号に規定する在職期間中に、当該業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続できなくなったとき

(償 還)

第8条 借受者が次の各号の一に該当する場合は、理事長の

指定する日から換算して 90 日以内に貸付金を別表 1 の償還割合により償還しなければならない。

- (1) 資格取得後 3 年以上、当法人の職員として、その業務に従事しないとき
- (2) 養成校卒の新規学卒者で採用後資格取得をする者にあつては、採用後 3 年以上当法人の職員として、その業務に従事しないとき
- (3) 第 6 条の規定により貸付の決定を取り消されたとき

(償還金の免除等)

第 9 条 借受者が次の各号の一に該当し、事情やむを得ないと認められたとき、その償還方法を変更し、又は償還金の全部もしくは一部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 心身に著しい障がいをもつる者と認めるに至ったとき
- (3) 心身の故障により長期の休業を要するに至ったとき
- (4) 災害その他特別の事由により、償還が困難と認められるとき

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。